

掛川市水道事業管理規程第3号

掛川市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市水道事業管理者  
掛川市長 松井三郎

掛川市水道事業会計規程の一部を改正する規程

掛川市水道事業会計規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第1項の水道総務課の長」を「第3条第1項の課長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。